

1 委託業務の目的

国際会議等のMICE誘致にかかる国内でのセールス・プロモーションは、大学、研究機関、企業等が集積し、MICE開催の主催者となり得るキーパーソンが多く存在する首都圏・関西圏での活動が中心となっており、同地域でのPR等の営業活動は必要不可欠となっている。そこで、特に集積の多い首都圏において、きめ細かに、かつ効率的に営業活動を行うため、MICE開催に関する情報収集やPR活動などの営業活動業務を委託する。

2 定義

(1) MICEとは、次のことをいう（※JNTOのホームページより転載）

M・・・企業が目的に応じて関係者を集めて行う会議

I・・・企業が、従業員や代理店等の表彰、研修、顧客の招待等を目的で実施する旅行

C・・・国際機関・団体、学会等が主催または後援する会議

E・・・国際機関・団体、学会、民間企業等が主催または後援する展示会、見本市、イベント等

(2) ここでいう国際会議とは、次のすべてを満たすものとする。

- ・ 主催者が「国際機関・国際団体（各国支部を含む）」又は「国家機関・国内団体」であること
- ・ 参加国（参加者の居住国）が日本を含む3か国以上であること。
- ・ 参加者総数が50名以上であること。なお、外国人参加者（2名以上）には、会議の出席を目的に来日した会議代表、オブザーバー、同伴家族を含む。
- ・ 開催期間が1日以上であること。
- ・ 特定企業の利益目的や、政治又は宗教目的を有しないこと。

上記の国際会議の要件を満たしていれば、名称は、学会、シンポジウム、セミナー等でも国際会議として扱う。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月25日（火）まで

4 業務概要

(1) 国際会議等MICE主催者等へのセールス活動

国際会議等MICE開催の主催者となり得る学会事務局関係者や、企業の総務・福利厚生担当部門、各業界団体等（以下、「MICE主催者等」という。）が多く所在する首都圏で、訪問先が偏らないよう訪問計画を立てたうえで、三

重慶のMICE開催支援等の情報提供や、MICE開催にかかる情報収集を行うこと。

①営業活動

ア 本業務の趣旨、および以下のイ・ウを踏まえて年間延べ100件以上行うこととし、訪問予定先や種別（学会事務局、企業など）の配分、および、提案者の人的・組織的資源を踏まえた件数達成方法について、提案書に記載すること。

イ 営業活動の件数にかかる考え方は以下のとおりとする。

①本委託業務の趣旨を主たる目的とした訪問 1件

②提案者の通常業務の中で、三重県のMICE誘致にかかる資料等を置いてくる等の場合 0.5件

③電話、web会議等通信手段による情報収集 0.5件

※web会議等を行う場合は、受託者においてアカウント等を準備すること。

ウ 訪問先の選定において、学会関係については、県が独自で収集した学会事務局の一覧を提供することができるので、必要であれば事務担当に請求すること。なお、提案者が新たに開拓することは差し支えない。

エ 営業活動に際し、三重県でのMICE開催に興味を持ってもらえるようなチラシやリーフレット等を作成してPRすることは差し支えないので、その場合は、提案の段階で案を示すこと（ラフ案で可）。

なお、三重県が作成したパンフレット「MIE MICE GUIDE～国際会議開催・支援制度のご案内」や、「三重県海外MICE誘致促進補助金」（1件あたり最大220万円、令和6年度の予算額900万円）のチラシを活用できる。

オ MICE開催の情報については、国際会議となり得る学会をはじめ、各業界団体が開催する会議や全国規模等の国内会議、また、企業が行う報奨旅行や研修旅行等の情報も対象とする。

カ MICE開催の情報を入手した場合は、随時三重県に報告することとし、必要に応じてWeb会議や対面等により打ち合わせを行うこと。

キ 営業活動報告書を翌月10日までに提出すること。

※3月分については、契約期間内に提出すること。

なお、報告書には以下の内容を記載すること。

- ・訪問先情報（訪問日時、訪問団体名）
- ・MICE開催に関する情報（開催予定の有無等）
- ・その他、営業活動の中で聞き取った内容

②セミナー、交流会等PRイベントの開催

MICE主催者や会議運営受託事業者等を主な対象として、三重県でMICE

CEを開催する際のメリット等のPRや参加者とのネットワーク構築を目的としたセミナーや交流会等を開催すること。

なお、開催にかかる基本的な仕様は次のア、イ、ウのとおりとする。

ア 場所：三重テラス2階コミュニティスペース

(東京都中央区日本橋室町2-4-1 YUITO ANNEX)

イ 内容：三重県のMICE開催に関する情報提供、県産食材を使った料理の提供および交流会 等

ウ その他：

- ・50名程度の規模を1回開催すること。
- ・時期や開催内容については県と相談のうえ決定すること。
- ・三重テラスの使用申請は県で行います。使用料は無料です。

(参考) 三重県が令和5年度に実施した内容

◆日時：令和6年3月14日(木) 18時～20時まで

◆場所：三重テラス2階コミュニティスペース

(東京都中央区日本橋室町2丁目4-1 YUITO ANNEX)

◆参加者：学会、旅行関係事業者、企業等 41名

◆内容：
・三重県、および県内市・団体によるMICE開催環境等に関するプレゼンテーション
・三重県産食材を使用した料理を提供した交流会

③その他

MICE開催に際して、参加者が1日でも多く三重県内に宿泊していただけるよう、県内エクスカージョンのモデルプランや、飲食店や近隣ホテル、観光地を紹介するリストやPRツールの作成など、上記①②に追加することで高い効果が期待できる取組内容がある場合には、積極的に提案すること。

(2) ノベルティグッズの作成

営業活動等で活用するノベルティグッズを次のとおり作成すること。

- ・県産品等を利用したものなど、三重県をPRできるグッズを自由に提案すること。
- ・グッズを通じて三重県を知っていただく、あるいは思い出していただけるものが望ましい。
- ・計画する訪問先すべてにお渡しできる個数とすること。

(3) 委託業務実績報告書の提出

受託者は、委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

①提出方法

以下3点を含む営業業務委託実績報告書（様式自由）

- ア 営業活動報告書、および、契約期間中の営業活動で得られたコメント
- イ 誘致方針等に関する打ち合わせ記録
- ウ その他委託業務中に入手した国際会議や学会等の開催にかかる情報

②提出期限

履行期限である令和7年3月25日（火）までとする。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。

6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認通知の発出後に行うこととするが、県が必要であると認めた場合は、契約後、契約金額の8割を限度に前金払いをすることができる。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、三重県個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (8) 障がいを理由とする差別の解消と推進
受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

9 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県観光部海外誘客課 MICE・高付加価値観光班

Tel : 059-224-2974 FAX : 059-224-2801 E-mail : inbound@pref.mie.lg.jp

担当 : 橋爪、南